

返戻金制度について

当協会の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の従業規則に基づき解雇となった場合には、当協会は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

退職時期	返戻金の割合
入社1カ月以内に退職の場合	支払った紹介手数料の80%
入社3か月以内に退職の場合	支払った紹介手数料の50%

但し、本件、制度の詳細・適用については、個別に各求人者との協議により定めます。

2025年3月1日

許可番号 13-ユ- 317570

東京都港区芝3丁目6番9号芝公園プラザビル3F
公益社団法人国際経済交流協会